公益社団法人米子広域シルバー人材センター
令和8年度第2回理事会議事録

1 招集日時　令和8年10月7日（水）午後1時30分
2 招集場所　米子市シルバーワークプラザ・多目的ホール（2階）
3 出席した理事（11名）及び監事（2名）

理 事 長（代表理事）	亀岡 吉郎				
副理事長（代表理事）	伊藤 正之				
専務理事	先灘 匡				
理　事	足立 泰司	岩川 信一郎	神庭 智恵子	近藤 均	
	崎谷 誠二	辻 敏郎	本池 実	矢野 孝志	
監　事	有馬 康恵	吉津 秀樹			

4 欠席した理事（2名）
　理　事　河上 丈二　増田 廣利
5 議事録の作成に係る職務を行った理事
　専務理事　先灘 匡
6 出席した事務局職員
　事務局次長　潮 道明
7 議事録署名人
　理事長（代表理事）　亀岡 吉郎
　副理事長（代表理事）　伊藤 正之
　監　事　有馬 康恵　吉津 秀樹
8 開会　午後1時27分
9 議事の結果及び経過の概要

●報告事項

（1）理事長等の職務執行状況について

〇亀岡議長（理事長）　次に、3 報告事項、(1) 理事長等の職務執行状況についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。
〇先灘事務局長　理事長等の職務執行状況について、本年3月24日以降の理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況を定款第24条第6項の規定により報告いたします。
　まず、黒丸のものは、鳥取県シルバー人材センター連合会関係の職務執行状況です。
　次に、毎月、原則、1日と15日に新規入会説明会に先灘が出席して入会の説明等

を行っています。
　次に、月ごとの主な内容を御報告します。
　まず、3月は、30日に令和8年度事業計画書等を鳥取県に提出、31日に令和7年度補助事業等完了届出書を米子市に提出しました。
　次に、4月は、1日に、新規入会説明会、辞令交付、令和8年度補助金等交付申請書を米子市に提出、8日に令和7年度国庫補助金実績報告書を提出し、9日に令和7年度補助事業等実績報告書を米子市に提出しました。
　次に、5月は、1日に監査会、7日に理事懇談会、14日に理事会、29日に定時総会を開催しました。また、12日に令和8年度国庫補助金交付申請書を提出しました。
　次に、6月は、1日に鳥取労働局からハラスメントに関するヒアリングがありました。
　次に、12日に令和7年度事業報告等を鳥取県に提出し、17日に5月29日に開催された定時総会において役員が改選されたため、その変更の届出を提出しました。
　次に、25日に当センターの安全管理委員会を開催し、熱中症対策と安全・適正就業の徹底等の周知確認をしました。
　次に、7月は、29日に第2回理事懇談会が開催しました。
　次に、8月は、19日に職能班長会議を、26日に地域班長会議を開催しました。
　次に、28日に県内4市シルバー人材センター事務局長会議が開催され先灘が出席しました。
　次に、9月は、11日及び25日に配分金等検討委員会を開催し、令和8年度の配分金等見積基準単価の検討を行いました。また、16日に第3回理事懇談会しました。
　最後に、10月は、本日、7日に第2回理事会の開催ということになります。
　以上が職務執行状況の報告です。

〇亀岡議長（理事長）　説明は終わりました。質疑はございますか。
（質疑なし）
〇亀岡議長（理事長）　それでは、本件については、終了いたします。

（2）新規入会正会員について

〇亀岡議長（理事長）　次に、(2)新規入会正会員についてを議題といたします。
　事務局から説明をお願いします。
〇先灘事務局長　新規入会正会員については、定款第6条により、理事長の承認を受けた後に、理事長は次回の理事会に報告するという規定がありますので、今回報告するものです。
　令和8年5月2日から令和8年9月30日までの入会についての報告です。この期間に入会された方の氏名等は一覧表のとおり合計27人です。うち男性が14人、女性が13人です。年齢別では、70歳から74歳までの方が一番多くて11人です。

また、令和8年度当初の505人から9月末現在で485人となり、20人の減となりました。うち入会が31人で、退会が51人です。なお、本日10月7日現在で488人です。

説明は以上です。

〇亀岡議長（理事長）　説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

〇亀岡議長（理事長）　それでは、本件については、終了いたします。

（3）令和8年度予算執行状況について（令和8年8月末現在）

〇亀岡議長（理事長）　次に、（3）令和8年度予算執行状況について（令和8年8月末現在）を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

〇先灘事務局長　令和8年度予算執行状況について説明します。8月末現在のものになります。8月末時点で経常収益の受取配分金が新契約の移行に伴い、該当するものがなくなり全部減となります。それに伴い経常費用の支払配分金も全部減となります。新契約では、受取配分金の代わりに会員業務委託料となりますが、これは預り金となりますので、センターの会計に計上されません。8月末現在の前年度同月比で約157万円改善していることになります。

説明は以上です。

〇亀岡議長（理事長）　説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

〇亀岡議長（理事長）　それでは、本件については、終了いたします。

（4）令和8年度受注実績について（令和8年8月末現在）

〇亀岡議長（理事長）　次に、令和8年度受注実績について（令和8年8月末現在）を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

〇先灘事務局長　令和8年度8月末現在受注実績について、請負の全体の受注件数が昨年度と比較しまして122件減っています。この内訳の主なものは技能群が61件で、そのうち植栽だけで45件減っています。それに伴い植栽の報酬は約15％、金額として約300万円減少しています。

次に、サービス群の受注件数は、42件減少しており、これは家事援助のサービス班がなくなったことによるものです。

また、請負の受注件数は、個人・家庭の受注件数が78件減少し、報酬（配分金）についても約327万円減少し、個人・家庭の減少が際立っています。

ただし、派遣については、受注件数が若干減っていますが、契約金額は約6．5％増え、約184万円増加しています。最低賃金の改定によるものと思われます。なお、請負と派遣の合計は、約1．6％、金額にして約168万円減少しています。

このように、請負の収益の多くを占めている植栽が減少していることは、令和8年度の事業計画にも盛り込んでいますが、多様な収益構造への転換が求められるところですが、現実は困難を極めています。当面、経常収益に見合った経常費用に削減していく必要があります。財政の縮小・均衡を実施してまいります。説明は以上です。

〇亀岡議長（理事長）　説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

〇亀岡議長（理事長）　それでは、本件については、終了いたします。

（5）令和8年度事故の発生状況について

〇亀岡議長（理事長）　次に、令和8年度事故の発生状況についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

〇先灘事務局長　令和8年度事故の発生状況については、傷害事故が5件、賠償事故が3件です。傷害事故は、庭木の手入れが2件、除草では作業中にマムシに噛まれ、植木の散水では蜂に刺されたものです。また、就業途上での自転車での事故も発生しています。

次に、賠償事故は、庭木の手入れで1件、除草作業で1件、商品運搬中に1件となっています。説明は以上です。

〇亀岡議長（理事長）　説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

〇亀岡議長（理事長）　それでは、本件については、終了いたします。

●決議事項

第1号議案　理事及び監事候補者選考要綱の一部改正について

〇亀岡議長（理事長）　次に、4　決議事項、第1号議案　理事及び監事候補者選考要綱の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

〇先灘事務局長　決議事項、第1号議案　理事及び監事候補者選考要綱の一部改正については、理事及び監事候補者選考要綱を一部改正するため、理事会の決議を求めるものです。

まず、1　理事候補者数については、会員及び関係団体の区分けを廃止し、9名以上18名以内としようとするものです。次に、2　監事候補者数については、会員及び関係団体の区分けを廃止し、2名以内とするものです。次に、3　会員理事候補者の選考範囲については、新たに「センターの会員又は職員の推薦があった者」を加えるものです。次に、4　会員理事候補者については、「地域班の班長など会員の意見を代表できる者で」を削除し、人格、識見が理事としてふさわしい者とするものです。次

に、5　会員監事候補者については、「理事の職務の執行の経験があり」を削除し、人格、識見が監事としてふさわしい者とするものです。次に、6　外部理事候補者については、米子市に所属する者、日吉津村に所属する者及び社会福祉法人米子市社会福祉協議会に所属する者に加え、外部理事に該当する者とするものです。次に、7　外部監事候補者については、米子市に所属する者のほか外部監事に該当する者とするものです。最後に、8　この要綱は、令和8年10月7日から施行しようとするものです。説明は以上です。

〇亀岡議長（理事長）　説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

〇亀岡議長（理事長）　それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

〇亀岡議長（理事長）　御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第2号議案　利用規約の一部改正について

〇亀岡議長（理事長）　次に、第2号議案　利用規約の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

〇先灘事務局長　第2号議案　利用規約の一部改正については、利用規約を一部改正するため、理事会の決議を求めるものです。

まず、1　令和8年4月からセンターと発注者、業務実施会員の三者のよる「包括的契約」に移行しましたが、センターが発注者と会員の双方を代理して契約を成立させるため、民法第108条第1項ただし書に規定する双方代理の禁止に対する事前の許諾の規定を整備しようとするものです。発注者は、センターが発注者と業務実施会員の双方を代理することについて、あらかじめ承諾することになります。

次に、2　令和8年7月28日に倉吉市シルバー人材センターが鳥取県行政監察・法人指導課の立入検査を受けた際、「利用規約」に「反社会的勢力の排除」を記載することを指摘されたと同センターから報告があったため、県内四市のシルバー人材センターで協議した結果、「反社会的勢力の排除」を規定しようとするものです。（1）センターと発注者は、相手方が反社会的勢力に該当することが判明したとき又は第1号から第5号の一に該当することが判明したときは、催告を要せずに利用契約を解除することができることとします。（2）センターと発注者は、相手方が自ら又は第三者を利用して第1号から第5号の一に該当する行為をした場合は、催告を要せずに利用契約を解除することができることとします。

最後に、3　この規約は、令和8年10月7日から施行し、令和8年10月1日から適用

しようとするものです。説明は以上です。
〇亀岡議長（理事長）　説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

〇亀岡議長（理事長）　それでは、本件を採決いたします。
　本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

〇亀岡議長（理事長）　御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第3号議案　会員業務就業規約の一部改正について

〇亀岡議長（理事長）　次に、第3号議案　会員業務就業規約の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。
〇先灘事務局長　第3号議案　会員業務就業規約の一部改正については、会員業務就業規約を一部改正するため、理事会の決議を求めるものです。
　まず、1 令和8年4月からセンターと発注者、業務実施会員の三者のよる「包括的契約」に移行しましたが、センターが発注者と会員の双方を代理して契約を成立させるため、民法第108条第1項ただし書に規定する双方代理の禁止に対する事前の許諾の規定を整備しようとするものです。発注者は、センターが発注者と業務実施会員の双方を代理することについて、あらかじめ承諾することになります。最後に、2 この規約は、令和8年10月7日から施行し、令和8年10月1日から適用しようとするものです。
　説明は以上です。
〇亀岡議長（理事長）　説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

〇亀岡議長（理事長）　それでは、本件を採決いたします。
　本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

〇亀岡議長（理事長）　御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第4号議案　職員就業規則の一部改正について

〇亀岡議長（理事長）　次に、第4号議案　職員就業規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

〇先灘事務局長　第4号議案　職員就業規則の一部改正については、職員就業規則を一部改正するため、理事会の決議を求めるものです。

まず、1　令和7年に改正された労働施策総合推進法において、本年10月1日から職場におけるカスタマーハラスメント及び求職者等に対する求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに対する防止措置を講じることが義務付けられたため、職場におけるハラスメントの防止に関する規定に、新たにカスタマーハラスメント及び求職者等に対する求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを加え、「ハラスメントの防止に関する規程」を別に定めることとしようとするものです。

次に、2　職員を懲戒することができる規定に、新たにハラスメント防止に関する規程第2条第3号及び第5号から第8号までに規定するハラスメントを生じさせる言動を行った場合又はハラスメントを生じさせる言動に類する言動を行った場合を加えるものです。

最後に、3　この規則は、令和8年10月7日から施行し、令和8年10月1日から適用しようとするものです。説明は以上です。

〇亀岡議長（理事長）　説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

〇亀岡議長（理事長）　それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

〇亀岡議長（理事長）　御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第5号議案　ハラスメントの防止に関する規程の一部改正について

〇亀岡議長（理事長）　次に、第5号議案　ハラスメントの防止に関する規程の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

〇先灘事務局長　第5号議案　ハラスメントの防止に関する規程の一部改正については、ハラスメントの防止に関する規程を一部改正するため、理事会の決議を求めるものです。

まず、1　令和7年に改正された労働施策総合推進法において、本年10月1日から職場におけるカスタマーハラスメント及び求職者等に対する求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに対する防止措置を講じることが義務付けられたため、新たにカスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に関する規定を加えたものです。

次に、2　理事長は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第4号に規定するシルバー事業の派遣元事業主となる公益社

団法人鳥取県シルバー人材センター連合会内の派遣事業実施事業所の派遣事業責任者及び派遣事業担当者をはじめとする派遣事業部門職員から、当センターの派遣元責任者をはじめとする所要の職員に対するハラスメントが生じている場合だけではなく、ハラスメントを未然に防止する観点から、その発生のおそれがある場合、職場の健全な環境を確保するため、可能な限り最善の救済を行うよう連合会に求めるものとするものです。

次に、3　カスタマーハラスメントに当たる行為に対しては、職員の人格及び健全な環境を確保する観点から、センターとして毅然とした対応を行い、職員が安心して業務に従事できる環境を維持することは、結果として発注者等に対する安定的かつ質の高いサービス提供につながるものであり、センターはこの考え方に基づき、適切な対応方針及び支援体制を整備するものです。

最後に、4　この規程は、令和8年10月7日から施行し、令和8年10月1日から適用しようとするものです。

説明は以上です。

〇亀岡議長（理事長）　説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

〇亀岡議長（理事長）　それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

〇亀岡議長（理事長）　御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第6号議案　職員給与規程の一部改正について

〇亀岡議長（理事長）　次に、第6号議案　職員給与規程の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

〇先灘事務局長　第6号議案　職員給与規程の一部改正については、職員給与規程を一部改正するため、理事会の決議を求めるものです。

まず、1 定年前再任用短時間勤務職員に対する扶養手当及び住居手当の支給除外規定を削除し、これらを支給できるようにするものです。次に、2　扶養手当支給に関する規定を新たに設けるものです。

最後に、3　この規程は、令和8年10月7日から施行し、令和8年9月1日から適用しようとするものです。説明は以上です。

〇亀岡議長（理事長）　説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

〇亀岡議長（理事長）　それでは、本件を採決いたします。
　本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。
（異議なし）
〇亀岡議長（理事長）　御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第7号議案　配分金等見積基準単価の改定について

〇亀岡議長（理事長）　次に、第7号議案　配分金等見積基準単価の改定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。
〇先灘事務局長　第7号議案　配分金等見積基準単価の改定については、配分金等見積基準単価を改定するため、理事会の決議を求めるものです。なお、当該議案の内容については、いずれもセンター配分金等検討委員会の検討結果に基づき提案するものです。
　次に、1　配分金等検討委員会の検討結果についてご報告します。
　まず、当該委員会は9月11日（金）及び9月25日（金）に開催され、①　配分金等見積基準単価時間額の最低額について、本年10月3日から鳥取県最低賃金の時間額が1,030 円から1,090 円（5.83％増）に改定されることに伴い、配分金等見積基準単価の時間額の最低額について、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」及び「配分金規約」を参考に、また、最低賃金時間額の上昇幅が他の指数等より増加しており、特に個人・家庭の発注者側の事情を参考に、それぞれ検討し、現行の 1,030円から 1,090円に改定することが確認されました。
　次に、②　職種別配分金等見積基準単価については、①の最低額の改定に伴い連動する配分金等見積基準単価、社会情勢、経済情勢を勘案し、使用料、借上げ料、損耗料について改定することが確認されました。
　最後に、③　施行は令和9年4月1日とすることが確認されました。
　以上の配分金等検討委員会の検討結果に基づき、本年10月3日から鳥取県最低賃金の時間額が 1,030円から 1,090円に改定されたことに伴い、配分金等見積基準単価時間額の最低額を現行の 1,030円から 1,090円に改定しようとするものです。
　次に、職種別配分金等見積基準単価については、改定案のとおり改定後の額に変更しようとするものです。説明は以上です。
〇亀岡議長（理事長）　説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。
（質疑なし）
〇亀岡議長（理事長）　それでは、本件を採決いたします。
　本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

〇亀岡議長（理事長）　御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

●その他

〇亀岡議長（理事長）　最後に、5 その他について、事務局から説明をお願いします。

〇先灘事務局長　5 その他については、今後の予定です。

令和8年度の理事会開催予定ですが、第3回目が、令和9年3月23日火曜日です。

説明は以上です。

〇亀岡議長（理事長）　他にはございませんか。

〇亀岡議長（理事長）　以上で、令和8年度第2回理事会を閉会いたします。

10 閉会　午後2時16分

公益社団法人米子広域シルバー人材センター定款第39条第2項の規定により、記名押印する。

令和8年10月14日

理 事 長(代表理事)　　亀　岡　吉　郎

副理事長(代表理事)　　伊　藤　正　之

監　　事　　吉　津　秀　樹

監　　事　　有　馬　康　恵